



廣報

じるいじ

編集と発行
石市役所
画審議室
石市桜小路35
TEL(代)2111
行定日 每月15日
(売価 1部2円)

市議會定例會

一般會計

九月市議会定例会は24日に開かれ、六日間を会期として29日に閉会しました。△国民健康保険診療施設条例の一部改正第12条の手数料の額を次のように改正されます。

その主な内容
を次におしらせ
します。

一、健康診断書、一件に
つき
二、死亡診断書、一件に
つき

△ 市清掃条例の一
部改正 三、結核予防法診断書一
件につき 一百四

四、診療費明細書一件に
付、
三、淨化槽清掃一人
四百円と一號を加え
つき
三百円

本中の納額告知書
届書と改め、第二
五、死体検案書、一件に
つき五百円

六、その他の証明（一件につき一百円）
△ 国民健康保険条例の
入院料金の算定に當り、市役所の
管轄権清掃、市役所の
入院料金と加え

第40年度一般会計
一部改正

正額は三千八百
千円で合計六億
改められます。
(一部負担金)

が一千円となりま
療養取扱機関について療
養の給付をうける被保険者
は、その給付をうなる際、

当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額を

一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければ

上事請負条例を廢
ばならない。
この条例は、昭和41年1
月1日、廃止しました。

は昭和40年9月

白石駅に特急停車

宿せが実る



△ 公平委員会委員選任 佐久間 貢さんが選任されました。

10月1日から白石駅に特急 第1ひばり（下り）第2ひばり（上り）が停車します。
特急券はいつでも買えますから申し出てください。その他の特急についても、白石駅に相談ください。

上り(第2ひばり)	下り(第1ひばり)
仙台発 18時00分	上野発 8時00分
白石発 18時41分	白石発 11時56分
上野着 22時35分	仙台着 12時35分

(写真……第1ひばりの乗務員に花束をおくり、停車を祝福)

10月29日は第1回電報
電話記念日です。

用電話機
用電話一組と図書「日本の電信と電話」一冊をそれぞれ寄贈をうけました。

区民から図書の購入券金運動開催中であるという新聞記事を見られた、高橋宮城県知事さんが、上西県教育委員会委員長を通じ次の手紙と金意万円をご寄附くださいました。

長上西寛一さんと丁寧な会話を
員会委員長関谷宗一さんから
らもそれそれ壱千円づつご
寄附をいただきました。

地区民一同感謝を申しあ
げております。

(写真……高橋知事さん)

基礎拳法の総覧

11月5日から19日まで

選挙権を行使するには、まず基本選挙人名簿に登録されていなければなりません。

市選挙管理委員会では、9月15日現在をもつて資格調査をいたしました。それにもとづいて基本選挙人名簿を調製いたしましたので、この名簿を11月5日から15日間毎日午前8時30分から午後5時まで市選挙管理委員会、市役所出張所分室で縦覧いたします。

ぜひこの期間中に、ご自分が登録されているかどうかを確めてください、大切なことです。

1966年、みやぎ手帳

ただいま予約受付中です
早めにお申込みください

お申込みは市役所企画審議室

価 1部..... 100円

農地報償金の請求手続き

書	所の市町村長	31日まで	請求期間	請求の手続き
① 個人	② 提出書類	③ 請求書の提出先	④ 現住	⑤ 同順位者の同意書
三、添付書類	一、給付金請求書	二、国庫債券印鑑等届出	所の市町村長	本籍地証明（除籍抄本）
類	法人	個人に準する外、法人登記簿謄本、解散しているときは、その一般家庭人が請求者であることの証明書	ウ 一般承継人の場合 被買収者が今年四月一日以後死亡の場合は相続に準ずる	(1) アの(1)と同じ (2) 被買収者の死亡時の (3) アの(3)と同じ (4) 遺族であること同順位者による戸籍謄本

<p>特別措置法)で農地を買収された旧地主に報償金が支給されることになり、八月から給付金の請求受付を行なっておりますが、まだ請求されない方も相当ございますので該当される方は早く請求の手続きをとつてください。</p> <p>現在請求の手続きをとられた方は、市内で七百件を数えますが、市で通知を発送して返つて来た通知書も相当數にのぼつております。これは住所変更か又はすでに死亡されて名義が變つておられるものとおもいますので、もし該当される方は市役所内の農地報償室にご相談ください。</p> <p>請求の手続き</p> <p>請求期間　昭和42年3月 ①請求書の提出先＝現住 所の市町村長 31日まで</p>	<p>買収令書、又は登記所作成の買収農地登記簿謄本</p> <p>買収未登記の場合は農業委員会発行の「被買収農地調査結果通知書」</p> <p>(1)　今年4月1日現在の本籍地証明(住民票抄本) (2)　今年4月1日現在の被売渡農地調査結果通知書 (3)　農業委員会発行の「本籍地証明(除籍抄本)</p> <p>イ　遺族の場合 (1)　アの(1)と同じ (2)　被買収者の死亡時の本籍地証明(除籍抄本) (3)　アの(3)と同じ (4)　遺族であること同順位遺族(配偶者、数人の子は同順位者)の有無を証明する戸籍謄本</p> <p>(5)　同順位者の同意書 ウ　一般承継人の場合 被買収者が今年四月一日以後死亡の場合は相続に準ずる。</p>
---	--

第75号 昭和40年10月15日 広報しろいし

(第三種郵便物認可) (2)

国民年金だよ。

新嘗祭献穀アワ刈り取り式が五日辰、福岡長袋宇田上、農業山田康さんのアワ畑で
おこないました。山谷さんの家では明治43年に皇居へお米を奉納以来これまでに十回献上しております。
す。

金の裁定請求消滅
老令、母子、障害福祉年金を、請求する資格が発生してから、満五年を経過しますと、請求する権利がなくなります。

今年の請求する資格のなくなる人は明治23年生の人で、その人の出生日前に市役所又は出張所に請求しないと、それ以後は裁定の請求が出来ませんから、明治23年から明治27年までに生れた人で請求していない人は早く届けてください。

なお次の恩給をうけている人は請求しても支給されません。

① 本人が遺族年金八万円以上（昭和40年10月から十万二千円まで）うけている場合

なお夫婦で八万円以上の遺族年金をうけている場合は請求されます。

② 本人が普通恩給二万四千円以上うけている人

障害福祉年金の内部障害に精神薄弱者も受給の対象昭和40年5月法律改正に

より八月一日から内部障害者に精神薄弱者が加えられました。その対象となる人は昭和40年8月1日現在で初診日（又は発病日）から三年以上経過している現在の病状が国民年金法に定める一級程度の人であり、その病状は次のようなです。病状が重く日常生活において他人の介助をうけなければすべての生活が出来ない程度の方

障害福祉年金の申請手続

① 現在の病状が一級に該当されるとおもわれる人の保護者は市役所又は出張所から診断書用紙の交付をうけ精神科の専門医師の診断をうけて市役所又は出張所に届けてください。

② 現在入院中の精神分裂症の者（昭39年8月1日で現在で初診日又は発病から三年以上）現在上記のような病状であり医師に一級程度である者は届けてください。

今月の納税

10月31日……市県民税 第3期一

自動車税 第2期一

11月30日……所 得 税 第2期—

農業所得 前期一

——の納期限です

10月半ばには、税務署から単作農家の方へ所得
額の予定納税額の通知書が送られます。

この通知書には、昨年の所得を基にして計算した年税額と11月中に納める予定納税額（年税額の2分の1）が記載されています。

災害やその他の理由で今年の所得が昨年より減ると見込まれる人は11月15日まで減額申請書を税務署に提出してください。

減額申請の手続きなどは5の日「税の相談日」を利用してください。

